

内定通知を  
いち早くお届け!

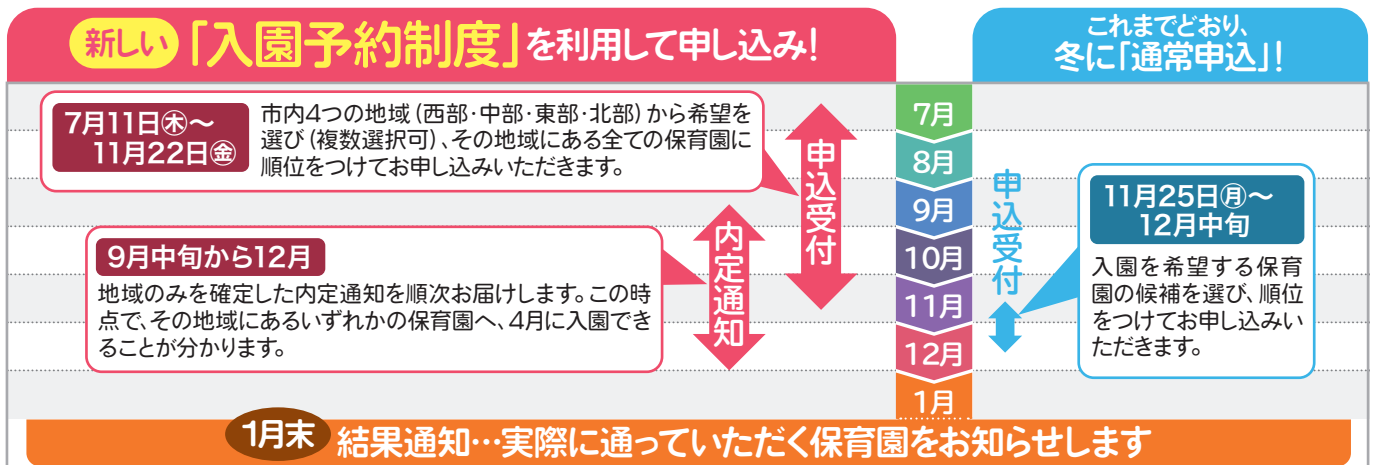
～保育園の1歳児クラスへの4月入園を希望するかたへ～

# 7月11日(木)から、「入園予約制度」をスタートします!

保育園の1歳児クラスへの4月入園は、これまで年1回、冬に申し込み(通常申込)を受け付けていましたが、新たに「入園予約制度」をスタートし、7月11日(木)から申し込みを受け付けます。この「入園予約制度」は、希望するエリアの保育園に4月入園できることを早期にお知らせするもので、早ければ9月中旬に、地域のみを確定した内定通知(保育園の決定は翌1月末)をお届けします。

早い時期に内定が出ることで、復職の見通しが立てやすく、安心して子育てをしていただけます。ぜひご利用ください!

「来年4月に1歳児クラスへの入園を希望」する場合、申込方法は2パターン!



「入園予約制度」は、希望地域の保育園に4月入園させたいかたで、少しでも早く内定を受け取りたいかたに適した制度です。また「通常申込」は、たとえ待機の可能性が高くなっても、入園を希望する保育園が限られるかたに適しています。どちらが適しているかは、各ご家庭の状況によって違ってきますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、最終的にどの園に決まるかの選考は、「入園予約制度」「通常申込」のいずれのお申し込みも一緒にして、保育の必要度に応じて審査します。

※「入園予約制度」を利用した場合、3月末までは保育園(0歳児クラス)に入園できません。その場合、育児休業を延長するための「保育園入園待機通知書」が必要なかたには、交付手続きを行いますので、子ども総合窓口へお申し出ください。

「入園予約制度」について、詳しくは市ホームページをご覧ください。か、子ども総合窓口(☎724・6791)へお電話ください

## 民泊が実施できないエリアを定めました

良好な住環境を守るため

民泊とは、戸建て住宅やマンションの部屋を貸し出して、旅行者などに宿泊サービスを提供することです。観光振興などの効果が期待される一方、騒音や不正なごみ出しなどの問題があり、周辺住民とトラブルになる事例が全国的に報告されています。



平成30年6月に施行された「民泊新法」により、箕面市では市全域で民泊が実施できる状態でしたが、このようなトラブルを未然に防ぎ、良好な住環境を守るため、今回新たに民泊が実施できないエリアを定めました。

民泊が実施できないのは、主に「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」「第一種住居地域(3000㎡超に限る)」です。

これらの地域は、もともとホテルや旅館の立地を認めていなかったため、このたび民泊が実施できないエリアとして定めました。



現在、市内での違法民泊は確認されていませんが、ご近所などで「違法民泊かな?」と思うようなことがありましたら、箕面営業室(☎724・6727)へお電話ください。



※民泊の実施制限は、6月の市議会の議決が前提となります。

民泊の実施制限について、詳しくは箕面営業室(☎724・6727)へお電話ください